

南原繁の戦後体制構想

—敗戦・憲法・教育—

「わがどちのいのちを賭けて究めたる真理のちからふるわむときぞ」

—歌集『形相』（1945年元旦詠）より—

加 藤 節

ただ今ご紹介いただきました加藤です。はじめに、自己紹介をかねまして創価大学と私との関係を申し上げておきたいと思えます。一つの関係は、創価大学には、今日もお見えくださっている土井美德先生、山田竜作先生、伊藤貴雄先生、川口雄一先生といった私の親しい友人たちが数多く教鞭をとっていらっしゃるということにあります。それと並ぶもう一つの関係は、創価学会の創設期を理事長や会長として担われた戸田城聖先生が、これからお話しする南原繁の「人間革命」論に共鳴され、それが創価大学の創立者である池田大作先生に引き継がれたということにあります。私は、南原繁の孫弟子にあたりますので、その南原が戸田先生や池田先生に少なからぬ影響を与えたということを今回伊藤先生からお聞きしまして、浅からぬ因縁を感じさせられた次第です。前置きはそのくらいにいたしまして、本論に入りたいと思えます。いささか小難しい話になるかもしれませんが、どうか最後までおつきあいくださいますようお願いいたします。

はじめに 多様な姿

丸山眞男や福田歓一といった戦後日本の政治学を担った学者の先生として知られる南原繁は、1889年から1974年にかけて生きた人物でした。レジュメには書きませんでした。1889年というのは、ヒトラー、チャプリン、ハイデッガーと同じ生年でして、やがて、ヒトラーが始めハイデッガーが支持にまわったナチズムを、南原とチャプリンとが批判することになるという点で、その後の四人の運命を暗示するかのような興味深い年であります。

さて、その南原ですが、彼はさまざまな姿を持つ人物でした。例えば、彼は、内村鑑三の無教会派に連なる敬虔なクリスチャンであり、また、歌集『形相』を遺した優れた歌人でもありました。そして、南原が、戦中に、プラトンやカントやフィヒテを読むことを通して築き上げた独自の哲学的立場から、ナチズムや天皇制ファシズムを真っ向から批判する『国家と宗教』という作品を1942年に発表した政治哲学者であったことはよく知られています。戦後の南原には、更に二つの姿が加わることになりました。戦後初の東大総長として大学行政や学者の組織化に力を振

るったスケールの大きな大学政治家としての側面が一つ、そして、もう一つは、憲法制定や教育改革にコミットすることを通して、戦後日本の体制構想に少なからぬ影響を与えた国民的なオピニオン・リーダーとしての側面にほかなりません。

しかも、南原の持つ以上のような多様な側面は、彼の人格のなかでは相互に緊密に関連しあっておりまして。例えば、クリスチャン南原と歌人南原とは南原の精神の奥深くで結びついておりました。南原が、「宗教」を、芸術を含む「諸々の文化」に「精神と生命を供する」ものと規定している事実がそれを暗示しています。また、豊かな感性をもって短歌を詠む芸術家南原と、理性に依拠して冷徹な思索を続ける学者南原との間にも分裂はありませんでした。南原の短歌には、彼自身がいうように、学問と同じように、南原の「世界観や国家観、乃至は人生観」が盛り込まれているからです。更に、私的な内面世界を生きるクリスチャンとしての南原と、公的な世界で華々しく活動する国民的なオピニオン・リーダーとしての南原との間にも矛盾はありませんでした。南原の活動の根底には、それを神への義務、神への奉仕とみなす宗教的な信念があったからです。

このように、南原は、多様な、しかし、南原という一個の人格の中では相互に密接に関連しあう側面を持つ人物でした。本日は、そうした南原について、その活動のうちでも最も大きな社会的影響力を持ち、従ってまた南原を最も有名にした側面、すなわち、日本の戦後体制の構想者としての側面に光を当てることにしたいと思います。

以下、最初に南原が日本の敗戦をどのように捉え、意味づけていたかを概観した上で、次に、その敗戦論を基礎にして築かれた南原の戦後体制構想の内容と特質とを分析し、最後に、南原の戦後体制構想が現代を生きる世代に対してどのようなメッセージを発しているかについてふれることにしたいと思います。

Ⅰ 敗戦の「神義論」

一 敗戦論——正義の優位

この章の冒頭に「神義論」などというあまり耳慣れない言葉を掲げましたので、まずその意味についてお話いたします。これは、17世紀の哲学者であるライプニッツの造語で「弁神論」とも訳されますが、一言でいえば、悪や禍を含む人間事象のあらゆる領域に神の正義が貫かれているという思想を指しています。例えば、神は、禍悪に見舞われた人間を、それからの救済を求めて神へのひたすらな信仰に導くことによって、自らの義を証明するといった考え方がそれに属します。その点を頭の片隅に置いて、これからの話をお聴きいただきたいと思います。

南原の戦後体制の構想について考える場合、われわれは、まず、南原が日本の敗戦についてどのように考えていたかを見ておかなければなりません。南原独自の思想から生みだされた敗戦の意味づけを理解しておきませんと、南原がどのような思いを胸に秘めて戦後体制の構想に取り組んだかの原点がわからないからです。しかも、その点を把握するためには、それに先立って南原がそもそも日本やドイツの敗戦に終わった先の世界大戦をどう認識していたかを理解しておかな

ければなりません。南原において、世界大戦観、敗戦論、戦後体制構想は一連のものであったからです。

南原が、先の世界大戦をどう評価していたかを示す有名なエピソードが残されています。それは、太平洋戦争開戦の日に、南原が弟子の丸山眞男に対して「このまま枢軸が勝ったら世界の文化はおしまいです」と語ったというものであります。このエピソードが示しておりますように、南原は枢軸を形成するドイツや日本の軍事的勝利を決して願ってはならず、むしろその敗北を望んでおりました。それにしても、例えば丸山が戦時中に南原と会う時にはいつも「頭のネジを切り替えてから」にしたといったことを述懐しておりますように、南原が、どう考えても反時代的な態度を取ったのはなぜだったのでしょうか。それには、はっきりとした思想的な理由がありました。カントとともに「正義をして成らしめよ、たとえ世界は滅びるとも」と考え、それを「天地のひとつのころ成らしめよ国々いくつ滅び去らむも」と歌にも詠んだ南原の固い信念がそれです。つまり、地上の国家が実現を目指すべき政治的価値を「正義」、具体的には「政治における『最高善』としての『永久平和』」に求める政治哲学者南原にとって、ナチス・ドイツも天皇制ファシズム下の日本も、個人の自由を抑圧し、人間的価値をふみにじり、他国を蹂躪する「暗い憐れな愛国主義」に奔って世界の平和を脅かしている点で「正義」を裏切る不法性を帯びており、その意味で「正義」が現実化されるために滅びるべき存在にほかならなかったのです。そうした背景において、南原は、第二次大戦中、苦悩しつつも、「正義の勝利を信じて」連合国側に人類文化の未来を託することになりました。

しかも、一九四三年にイタリアが、一九四五年にはドイツと日本とが相次いで降伏して現実枢軸国が敗北し、南原が希求したように「正義」が勝利した時、南原にとって、それは、あきらかに敗戦の「神義論」の意味を持っておりました。南原のいう「正義」は、究極的には「宗教的神性」に連なるものとされており、その限りで、枢軸国の敗戦による「正義」の実現は神の正義の貫徹という意味を持つものであったからです。その点で、神性に究極的な妥当性根拠を置く「正義」は地上の不法な国家に対して絶対的に優位しなければならないと考える南原にとって、ドイツや日本の敗北は、それを通して神の義が貫かれ、成就されたことを意味するものであり、明らかに「神義論」と呼ぶべき事象に属するものにほかなりませんでした。

二 「贖罪」としての祖国の再生

しかし、このように、現実の不法な国家に対する正義の絶対的優位を信じる政治哲学者として、道義にもとる日本が滅びることをさへ願った南原は、他方で、祖国をこよなく愛する愛国主義者であり、民族を「永遠の秩序に属するもの」と見なす真正のナショナリストでありました。従って、こうした南原にとりましては、祖国日本が現実には敗戦を蒙ったとき、取るべき態度はただ一つしかありえませんでした。それは、祖国日本が「不法な戦争」を戦うことによって「正義」の前に犯した「罪」に耐え、「真に高い道義」のために敗戦の「犠牲」を払う中から、「正義」に適う国家へと再生することを願う態度にほかなりません。ここにもまた、南原における敗戦の「神

義論」が明確に貫かれておりました。南原は、敗戦という試練を通して日本国民に神に連なる「正義」を希求させるという形で神の義が貫かれると考えていたからです。その意味で、敗戦の「神義論」に立つ南原にとって、祖国日本が、敗戦を契機に、「世界と自らとに犯した過誤」に対する「贖罪」として、宗教的・神性に連なる「正義」価値に充たされた「新日本」へと生まれ変わることを求めること、これ以外に、「正義」の絶対的優位への確信と愛国的ナショナリズムとを自分の思想のなかで統一する方法はなかったと言わなければなりません。

このように、正義の優位を求めて祖国の敗北をさえ願った南原は、「敗戦と降伏の日」を「わが民族の新生、大いなる未来への出発の日」とすることによって、正義の優位を日本という政治的共同体においてあらためて実現しようと意図することになりました。それは、南原が、「正邪を問わず、祖国は祖国」とか「右であれ左であれわが祖国」とか考える盲目的な愛国主義者ではなく、祖国日本が神に連なる「正義」を体現することによって真に愛するに値するものへと自ら転生することを願う、そういうナショナリストであったことを示しています。究極的には敗戦の「神義論」に淵源を持つ南原の戦後体制の構想は、まさにそうした意味で、愛するに値する国家を作り上げようとする愛国的ナショナリズムの全身を賭けた実践にほかなりませんでした。そして、その点にも関連して、南原による戦後体制の構想の底流をなし、従ってまた南原の愛国的ナショナリズムの内容的特徴をなす四つの要素が準備されることになりました。

三 四つの要素——鼓舞・歴史の切断・自主自律・プロテスト

南原が、日本が正義に適う国家へと変革を遂げるための条件を求めて戦後構想に積極的にコミットし始めたのは、個人的には東大総長に就任した一九四五年以降、歴史的には、マッカーサー元帥を最高司令官とするGHQ（連合国軍総司令部）が、超国家主義に行き着いた日本の旧体制を清算しようとするアメリカ政府の「初期対日政策」の方針をうけて、日本を非軍事化し、民主化するための急進的な改革を推し進めていた最中においてでした。周知のように、軍隊の武装解除、思想犯の解放、戦争犯罪人の処罰と超国家主義者の追放、「侵略」に加担した経済人の追放、政治的・民事的・宗教的自由の保障、治安維持法や特高警察の廃止、神道の非国教化、労働組合の容認、農地改革などがその改革の中身をなしていました。

もとより、南原は、民主化を目指すこうした改革の動きを基本的には歓迎いたしました。しかし、その場合にも、南原には、力を背景とする連合国外からの制度改革に対する微妙な違和感がありました。南原にとって、変革の名に値する真の変革とは、他者から強制されたものではなく、自らが犯した過去の過ちへの深い反省に立って、どこまでも国民自身が自分の手で自発的に行うべきものであったからです。そこから、南原の戦後体制の構想には、いずれも彼の愛国的ナショナリズムの内容を構成する次のような四つの要素が生まれることになりました。

南原による戦後体制の構想の第一の要素は、敗戦に沈み、精神の荒廃に陥った日本国民を、民族としての自負や誇りを取り戻すように鼓舞すること、励ますことでした。よくいわれるように、そこに見られるのは、あたかも、ナポレオン軍の蹂躪下にあるドイツ国民に対して、民族意識の

覚醒を求め、「文化民族」から「政治民族」への転化を促した「ドイツ国民に告ぐ」のフィヒテを思わせるような「日本国民に告ぐ」メッセージの発信者としての南原の姿でした。例えば、「新日本文化の創造、道義国家日本の建設」による「民族の復活と再生」を説く南原の言葉は、新聞によって広く伝えられて、フィヒテの場合と同じように、敗戦によって自信を失い、進むべき方向性を喪失していた日本国民を鼓舞することになったからです。それは、また、「国体」信仰や治安維持法による言論の封殺に苦しんできた多くの国民が、自由な言説空間の中で発せられる知識人や大学人の深い学識に支えられた言葉に強い共感と信頼とを寄せたことの帰結でもありました。

南原の戦後体制の構想の第二の要素は、いわば歴史の切断の強調ということでした。真に愛するに値する国家の実現を求める南原にとって、日本の戦後体制は、正義を欠いた旧体制を完全に清算し、それから明確に切断された新たな歴史を歩むものでなければならなかったからです。南原が、戦後改革の大前提を「人間革命」による「日本精神そのものの革命、新たな国民精神の創造」に求め、天皇の「人間宣言」に旧体制を支配してきた「われに特殊なる民族宗教的束縛」の切断の象徴を見だし、さらに、天皇が「肇国以来の完全な敗北と悲惨な状態に国民が陥ったこと」に対する「道義的責任」をとって退位することによってこそ「道徳が権力に優越する」道義国家建設への新しい歴史が開かれるとしたのはそのためでした。

南原の戦後体制の構想に見られる第三の要素は、歴史の切断の上に行われるべき戦後改革をいかに日本国民自身の自主自律的なものにするかということでした。愛国的ナショナリスト南原にとって、真の改革は外から強いられたものであってはならず、自らが進んで達成するものでない限り国民のなかに定着しないものであったからです。例えば南原が、「本来わが国民自らの手によってなすべきはずの変革が、遺憾ながら連合軍のつぎつぎの指令によってなされつつある」ことを指摘し、自主自律的な改革の必要性を強調したのはそのためでした。南原によるこの自主自律的な改革の主張に関連して注意すべき点が二つあります。第一は、それが、「一個独立の人間としての人間意識の確立」を求めた南原の「人間革命」の主張と結びついていたこと、もう一つは、後で申し上げますように、それが、自主自律的な戦後改革を担う主体である国民を制度的に創出しようとした南原の教育改革の構想と結びついていたことにほかなりません。

南原による戦後体制の構想の底流をなす第四の要素として挙げなければならないのは、日本の戦後改革が占領下、GHQの主導で進められている現実に対して、どのようにプロテストするか、抗議するかということでした。それは、例えば、被植民地国が宗主国からの解放を目指して主張するいわゆる抵抗としてのナショナリズムほど強烈なものではなかったかもしれません。南原には、GHQが推進する日本の民主化の方向それ自体に対する異論はなかったからです。しかし、同時に、南原には、愛国的ナショナリストとして、力を背景とする改革の他律的強制に対して抵抗し、プロテストしたいという矜持や気骨があったことを見失ってはなりません。例えば、南原が、戦後初の紀元節に際して、東大の正門に臆することなく日の丸を堂々と掲げさせ、また、極東軍事裁判をにらみながら、天皇には裁判によって処断されるような政治的・法的な戦争責任は

ないと主張した事実は、ナショナリスト南原の誇りをぎりぎりの形で示すものでした。しかも、外からの力に対する南原のそうしたプロテストは、やがて、外圧に迎合し、また「国際情勢の変化」を理由に自主的な決断を下さないまま情勢に流されて行く日本の政治家に対しても向けられて行くこととなります。

このように、南原による戦後体制の構想の底流には、彼の愛国的ナショナリズムの内容を示す四つの視点、つまり、国民を鼓舞し、旧体制の切断を要求し、自主自律的な改革を求め、外部の力に対してプロテストするという要素が混在しておりました。そして、こうした要素は、南原の戦後体制の構想のなかで、より具体的に、そしてより先鋭な形で顕在化することになりました。

II 戦後体制の構想

一 憲法制定過程へのコミットメント

言うまでもないことですが、敗戦によって、明治憲法の下で運営されてきた国家の破産に陥った日本は、新たな国家体制の原理となる新憲法を制定するという大きな歴史的課題に直面することになりました。

明治憲法の抜本的な改正を迫るGHQと、天皇を主権者とする国体の護持に固執していた幣原内閣との暗闘とも呼べるような様々な綱引きを経て、一九四六年三月六日、国民主権、象徴天皇制、戦争の放棄を骨子とする日本側の最終案が「憲法改正草案要綱」として天皇の名で発表されました。それが、五月に召集された第九〇臨時帝国議会、いわゆる憲法議会の審議に付された時、東大総長であった南原は、「学者議員」として貴族院議員に勅選されており、「草案要綱」をめぐる憲法審議に直接参加することになりました。そのようにして、憲法制定過程にコミットすることになった南原は、幣原内閣を引き継いだ吉田茂内閣に対して、舌鋒鋭く、主として以下の三項目から成る質問を浴びせて行きました。すなわち、「憲法改正の方針および過程」に関する問題、「主権および国体の問題」、「戦争放棄とわが国の国際政策」の問題にほかなりません。

二 憲法の制定過程をめぐって

憲法議会での発言の冒頭、南原は、「今回の憲法改正事業は、祖国敗残のあとを承けて、自らの過誤を清算し、将来わが国が完全なる独立国として起ち得るか否かの試金石である」と述べて、全力を挙げて「国家統治の基本法たる憲法」の「根本的改革」に取り組むよう政府と国民とに訴えた上で、質問を開始しました。南原が第一に問題としたのは、「草案要綱」の制定過程が不透明であるという点でした。つまり、南原は、天皇主権論に立ってきた従来の政府案と、国民主権を規定する「草案要綱」との大きなギャップのなかに、GHQの力による強制と、象徴天皇制という形での天皇制の存続で最後の一線は守られたとしてその強制を唯々諾々として受け容れた日本政府の自発性の欠如とを感じ取ったわけです。そこには、南原の愛国的ナショナリズムの第四の要素である外的圧力に対するプロテストの契機があるとともに、第三の要素、すなわち、自主自律的な改革への強い願望の契機がありました。南原が「草案要綱」の制定過程の不透明性を指

摘した意図は、憲法を「外から強制された」ものではなく、日本国民の主体的な意志に基づくものによって新憲法の国民的な定着を図ろうとする点にあったからです。

こうした意図を込めて自主自律的な憲法の制定を要求した南原の主張は、更に、次の四つの主張へと展開して行きました。すなわち、婦人参政権を柱とする新選挙法のもとで一九四六年四月に行われた戦後最初の総選挙を通して「人民が自由に選んだ」衆議院に「憲法制定会議」の性格を与えること、衆議院が審議して決定した新憲法をいずれ「国民投票」にかけるべきであること、「議會—殊にその多数党が専横に流れる」ことを阻止するために、憲法に「重大な一般の問題」について国民の意志を問う国民投票制度を積極的に取り入れるべきであること、そして、「外国調を以って」書かれている「草案要綱」の「文体」を「独立国家たる日本の憲法」とするためにいずれ修正すべきことの四つにほかなりません。これらが、いずれも、新憲法を国民自身が自らの意志によって主体的に制定しない限り、その国民的な定着は望みえないという南原の判断に出るものであったことは言うまでもありません。

三 「主権および国体の問題」をめぐる

新憲法の制定をポツダム宣言に謳われた「自由に表明された日本国民の意志」に基づく自主自律的なものにしようとする南原の態度は、彼が「草案要綱」について行った「主権および国体」に関する質問においても明確に貫かれることになりました。

南原は、まず、「草案要綱」において、天皇が「元首」から「日本国民統合」の「象徴」へと変更されている事実は、「日本国家の政治的基本性格の根本的変革」を意味すると主張しました。同様に、南原にとって、「草案要綱」が「君主主権」に換えて「人民主権」を規定している以上、これもまた「わが国体観念」の明確な「変更」を意味するものにほかなりませんでした。

しかし、南原は、こうした方向での大革命に諸手を上げて賛同した訳ではなく、二つの理由からそれへの違和感を持っておりました。第一は、思想的な理由でありまして、「日本民族共同体の本質」を「君主主権と民主主権との対立を超えたいわゆる『君民同治』」の伝統に求める南原にとっては、「単に名目のみ」の象徴天皇制も欧米流の国民主権という考え方も「日本の伝統的思想」からの「断絶」と映ったことでした。もとよりこれは、「日本政治の民主化」を希求する一方で、非神格化された天皇を「国家の統一性を保障する機関」として生かそうとする天皇制論者南原の原理的な視点から導かれたものでした。しかし、そこにはまた、「君民同治」の伝統に引照して天皇制と民主政との融和可能性を説くことによって、民主化を歓迎しながら天皇制にも親近感を持つ多くの国民に新憲法を受け容れさせ、その国民的な定着を図ろうとする南原の政治的判断も働いておりました。

そうした政治的判断にも関連して、南原が、「草案要綱」が規定する象徴天皇制や国民主権に異論を唱えたことにはもう一つのより実践的な理由がありました。気骨あるナショナリストとしての南原にあった第四の要素として先に指摘したもの、すなわち、天皇を名目化する象徴天皇制や日本の伝統に反する国民主権の考え方を強制しようとする「占領軍の一方的措置」と、それを

安易に受け入れた日本政府の自主性の欠如とに対する「プロテスト」の意志がそれであります。そこに、「日本国家の政治的基本性格」を決める新憲法の安定性を、どこまでも日本国民の自由な意志と自主自律的な選択の上に基礎づけようとする南原の固い信念があったことはいうまでもありません。

しかも、興味深いことに、こうした信念は、南原をして、象徴天皇制や国民主権の考え方に違和感を禁じえない自分自身の思想への執着や固執を捨てさせ、国民が選んだ新たな体制を容認させるほどに強いものでありました。南原が、主権は「天皇を含む国民全体」にあるとか、天皇は国民の「憧れの中心」であるとかと言い繕って、「わが在来の政治の根本性格乃至は国体観念は変更されない」とする政府の主張は「自己満足、自己慰安・・自己欺瞞」であり、政府は、契約説に基礎を置く国民主権を受け入れた衆議院の決定にもとづいて、神権説に基礎を置いてきた旧来の国体の変更され、天皇制も「国民の意志的な決定」によって象徴天皇制へと新たに「生まれかわった」事実を認めるべきであると主張した事実がそれを示しております。それを貫いていたのは、南原の愛国的ナショナリズムの第二、第三の要素、すなわち旧体制の歴史的切断の上に、国民の主体的な意志によって「国民共同の民主国家」を築こうとする考え方であったわけです。

このように、南原は、天皇制についても主権論についても、国民が自由な意志によって自らの信念とは異なる結論に達した場合には、躊躇なくそれに従うという態度を貫きました。では、南原のこうした態度をデモクラシーという観点からはどのように考えたらいいのでしょうか。その点について、簡単にふれておきたいと思います。

四 南原とデモクラシー

もし南原を指してデモクラットと呼ぶことができるとすれば、彼はいかなる意味でそうだったのでしょか。これは、実は答えるのが難しい問題なのです。南原が、弟子の丸山眞男や福田歓一のようにデモクラシーを直接の主題とする本格的な作品を残していないということがあるからです。

しかし、南原のデモクラシー理解について、一つだけ明確に言えることがあります。それは、南原が、自由・平等な個人を前提とする個人主義的世界観に立ち、そうした個人の集合体としての人民に政治社会を構成し運営し改革する主権を与えた欧米型の近代「自由主義的民主主義」とは一線を画していたことにほかなりません。その思想的な理由は二つありました。一つは、南原が、個人に先立つ民族的あるいは国民的共同体を「事物の永遠の秩序」と見なす共同体論者であったこと、もう一つは、南原が、人間天皇を「日本国家統一意志の表現者」として包み込む「共同体民主主義」に、「天皇制と民主主義と」が結びつく「日本的民主主義」のあるべき姿を見出していたことでした。

南原のこうした政治的立場は、丸山眞男が端的に指摘したように「保守的」なものであったというほかはありません。しかし、もう一方で、戦後改革の国民的定着を図るために国民の自主自律的な変革を重視する南原の視点が、結果的に、彼を、人民主権と、社会契約説に立つ「自由主

義的民主主義」とを思想的基盤とする新憲法を受け入れるデモクラットにしていったという事実を見逃してはならないと思います。前に述べたように、南原は、国民主権論がたとえGHQによる強制であり、自分の思想に反するものであるとしても、日本国民が共同の決定によって自主的にそれらを選んだ以上、それは「押しつけ」ではなく、むしろ、日本の民主化にとっては歓迎すべきものだと国民主権も「自由主義的民主主義」も受け入れたからです。その点で、南原は、確かに個人に先立つ国民的共同体の決定に従う「共同体民主主義」者でありました。「日本はいま憲法改正の事業を通じてデモクラシーを修練しつつある」との日本国民についての南原の判断は、自分自身についての判断でもあったわけです。

このように、南原のデモクラシー観は、「君民同治」の伝統を引きずり、「天皇制と民主主義」とのいわば接ぎ木を図ろうとするものであった点で保守性を持っていたにもかかわらず、自主自律的な変革を何よりも重視する視点を伴っていた点で、その保守性を自ら克服する要素をも秘めていたといつてよいと思います。自分の思想よりも日本国民が自律的に行う共同の決定を優先させる共同体論者南原のそうした傾向は、次に見る戦争放棄の問題をめぐる彼の態度からも看取されるものでした。

五 戦争放棄の問題

南原が、「憲法改正草案要綱」に関連して政府を問い質した第三の問題は、第九条、いわゆる「戦争放棄」の条項をめぐるものでした。もちろん、南原は、この条項を貫く精神を「今次の不法戦争に対する贖罪としてのみならず、さらに進んで世界恒久平和へのわが国民の理想的努力の決意を表明するもの」として高く評価しました。その点では、南原は理想主義者として立っていました。

しかし、他方で、理想主義者南原には、「世界には戦争がある」という現実を現実として見据える政治学者としてのリアルな眼がありました。その点では、南原は明確に現実主義者として立っていました。そこから南原は、「戦争がある」という現実を見据えながら、平和を、現実を起こる戦争を克服して絶えず積極的に作りだすものと捉える観点から、世界平和のための方策を打ち出して行きました。

南原は、まず、不法な戦争があることを前提として、およそ国家には「普遍的な原理」として自衛権があり、従って、国家は「それに必要な最小限度の兵力」を備えなければならないと主張しました。南原のこの主張は、GHQに対してはもとより、その顔色を窺う日本政府に対しても愛國的ナショナリストとしての「プロテスト」の意味を持つ勇氣あるものでした。GHQは日本の再軍備を極度に警戒しており、時の吉田首相でさえ「戦争放棄」条項の趣旨説明において、自衛権も自衛のための戦争も否定していたからです。

しかも、南原のリアルな眼は、「プロテスト」の域を超えて、独立後の日本のはるか行く末を見据えておりました。南原は、将来、日本が国際連合への加盟を許された時、自衛のための兵力を保持しておくことが、国際秩序の防衛のための兵力を提供すべき国連憲章上の義務を果たすことに通じると考えていたからです。

しかも、南原において、この国際的な義務という視点は、新憲法が求める「世界恒久平和へのわが国民の理想的努力」につながるものでもありました。南原にとって、「国際共同の武力」によって「世界平和秩序」を揺るがす不法な暴力に制裁を加える「国際の警察行為」に日本が貢献することは、「正義に基づく平和」という普遍的な理想の実現に日本が積極的に寄与することを意味していたからです。

ここで注目すべき点が二つあります。一つは、南原が、「正義に基づく平和」への日本の積極的な貢献を図ろうとする構想の中で、現実主義と理想主義とを折り合わせたことです。そこにおいて、南原は、世界には「戦争がある」という事実を直視する現実主義的視点と、「戦争放棄」を謳う憲法第九条の平和主義を「正義に基づく平和」への国際的貢献という観点から生かそうとする理想主義的立場とを結びつけたからです。その点で、南原は、確かに、自称した通りの「イデアル・リアリスト」、「理想主義的現実主義者」でした。

第二に注目すべき点は、「戦争放棄」条項をめぐる南原の構想には、カントやフィヒテから学んだ世界に関する一つのヴィジョンがあったことです。それは、それぞれに民族固有の個性的価値を持つ各主権国家が、ともに普遍的な「正義に基づく平和」に貢献することによって「人種・言語の差別を超え」た一つの「世界人類共同体」が構成され、「世界連邦」が形成されるとするヴィジョンでした。そして、普遍的な一つの正義価値が支配する一つの世界というこの認識は、やがて、世界が東西二つに分裂した冷戦状況の中で時の吉田政権が推進しようとした二つの政策、すなわち、反共軍事同盟に加担するための再軍備と、全連合国との全面講和を否定し、ソ連邦と中華人民共和国とを除く連合国との片面講和の道を選択したこととに対する南原の批判を導くことになりました。なお、南原のこの全面講和論には、池田大作先生も全面的に賛同されたことを伊藤先生から教えていただきました。南原の時代への影響力の大きさを感じさせられます。

六 教育改革——戦後体制の担い手の育成

南原の戦後体制構想を考える上で憲法定定過程への参画とともに重要な位置を占めるのは、いうまでもなく教育改革へのコミットメントでした。しかし、いくつもの研究によって戦後の教育改革に果たした南原の大きな役割については詳細に至るまでよく知られておりますので、ここでは、戦後体制構想との関連にしばって教育改革をめぐる南原の主張を取り上げることにしたいと思います。

南原は、「教育刷新審議会」のリーダーとして、「教育勅語」に代わる「教育基本法」や「学校教育法」の制定、六・三制による義務教育の実施、旧制高校の廃止と新制高校の創設、大学教育への一般教養科目の導入といった戦後日本の教育体制の確立に決定的な役割を果たしました。

その場合、教育改革が、南原の戦後体制構想との関連で重要なのは、次の二点であると言ってよいと思います。一つは、すでに述べたように、戦後改革を「人間性理想」を軽視してきた国民の「精神革命」の上に基礎づけようとした南原にとって、教育改革が「人間性の確立」を目指す精神革命の最も現実的な手段として、戦後改革の成否を決するような切実な意味を持っていた

ことにほかなりません。南原の次の言葉が、その点を端的に示しております。「新憲法とともに、戦後の教育改革は最も根本的といわねばならぬ。それはわが国民の思想的・精神的革命、いな、人間革命の要請であり、この革命に成功するか否かに、祖国の再建と民族の運命がかかっていると書いていいであろう」。

第二は、教育に「人間革命」のための決定的な役割を期待した南原の究極的な意図が次の点にあったことです。すなわち、それは、教育勅語による「皇民」の育成を柱とする旧体制の教育体制を清算し、新教育体制によって、新憲法を構成原理として築かれるべき戦後日本の民主的で、自由で、平和で、文化的な政治体制をそれぞれの場所、それぞれの境遇において自律的に担う主体、すなわち、自主自律的な「国民」を育成することでした。その意味で、南原の教育改革へのコミットメントは、明らかに、戦後改革の前提を「人間革命」に求めた南原の問題関心と連動するものにほかなりませんでした。

おわりに 南原からのメッセージ

以上、憲法制定過程と教育改革とへの積極的関与を通して示された南原の戦後体制構想について検討してまいりました。そこで、最後に、戦後体制構想に込められた南原の思想がわれわれに対して発しているメッセージについて考えておきたいと思います。私には、それは三つあるように思われます。

1 憲法を変えるということ

南原からの第一のメッセージは、憲法を変更するということが国家のあり方を根底から変革する意味を持つことを厳粛に受け止めよということであると言ってよいと思います。南原は、憲法が国家の「政治的基本性格」を定めるものである以上、新憲法の制定が、明治憲法を基礎とする旧来の国体を、天皇の位置づけにおいても、主権の所在についても根本的に変革するものであることを認めなければならないとしておりました。南原のそうした視点は、この国の保守層に根深い憲法改定への要求が、国民主権、基本的人権の保障、国権の発動としての戦争の放棄、象徴天皇制を柱とする戦後体制に終止符を打って、新しい国家の原理を構築することが不可欠だと主張するに足るだけの理想と状況判断と覚悟とに根ざしているかどうか、逆に、護憲派に対しても、現憲法を守るということは妥協なく戦後体制の原理を守るとを意味すると考える気概を持っているかどうかを厳しく問いかけるものだと言わなければなりません。

2 国を愛するということ

南原からの第二のメッセージは、本当に国を愛するためには、自分の属する国を他者として冷徹に見据え、それが真に愛するに値するだけの価値的な実質を備えているかどうかを厳しく吟味しなければならないということにあるように思われます。南原は、師である内村鑑三や新渡戸稲造と同じように、愛国的ナショナリストであるからこそ、「正邪を問わず祖国は祖国」といった

類の盲目的ナショナリズムや、内に自由を抑圧し、外に世界性を欠く「暗い憐れな愛国主義」を否定し、神に究極的な根拠を置く「正義」という価値を満たしているかどうかを基準として日本の実質を問い続けた思想家でした。これは、例えばアジアに対する植民地的侵略のような自国史が犯した過誤への批判を自虐として斥けて恥じない現代日本の自愛的ナショナリズムの対極にある態度にはかなりません。その意味で、南原の視点は、われわれに対して、戦後の日本が、憲法の理念に忠実に、基本的人権を保障し、平和主義に徹して普遍性へと開かれた国家、その意味で世界に対して誇るに値する国家たりえているかどうかを改めて問い質すことを呼び掛けていると言ってよいかと思います。

3 現実を理想に近づけるということ

われわれに対する南原からのメッセージとして最後に挙げておきたいのは、現実に合わせて理想を捨てるのではなく、現実を理想に近づけることによって理念を現実化する努力をせよということでもあります。その最も重要で現代的意味を持つ例は、自衛隊と憲法第九条との関係に求められます。自衛隊は、いかに解釈改憲で言い繕っても、憲法第九条にいう「戦力」に当たる点で明らかに違憲の存在だと思います。しかし、自衛隊は違憲であると言ったところで、もとよりそれがなくなるわけではありませんし、いつまでも違憲状態のままに放置して自衛隊員の尊厳や人権を貶めることも許されてはなりません。従って、われわれは、自衛隊が現に「戦力」として存在しているという事実を直視する現実主義から出発して、それを第九条の理念に近づける努力をすべきだろうと思います。その際に、自衛のための「最小限度の兵力」の保持を認めた上で、それを、「世界平和秩序」を揺るがす不法な暴力に制裁を加える「国際共同の武力」に繰り込むことを提唱した南原の構想が大きな意味を持つてくると思います。その場合に特に重要なのは、憲法第九条が禁止しているのが「国権の発動」としての戦争、「国の交戦権」の発動のための「戦力」の保持である以上、自衛隊の役割をこの「国権の発動」や「国の交戦権」からはずす方策を講じることです。そこに、例えば、国連の下に国際秩序を破る勢力に軍事的制裁を加える国際警察軍を国連軍として創設した上で、自衛隊を改組して、その一部をその国際警察軍に編入し、他の部分を非軍事的な災害救助隊や国連平和維持活動（PKO）にまわすといった形で南原の構想を生かす道が開かれると思います。もとより、日米安全保障条約の存在、大国の利害調整の場と化している国連の実態、核兵器の拡散といった現実を考える限り、その道は険しいかも知れません。しかし、南原自身が「真理というものがあるのが現実の力となって働く」ことを確信していたように、思想や理念には、人間の精神に働きかけ、その行動様式を組み換えさせて現実化する可能性が秘められています。それは、皆さんが学ぶ大学の校名にもなっている創価、つまり、価値を創造する、実現するということにもつながっております。そうしたその可能性に賭けて、南原の構想を、現にある自衛隊の存在から出発する現実主義と、「正義と秩序を基調とする国際平和」を求める憲法第九条の理想主義とを両立させ、現実を憲法の理念に近づける実践的な叡智として生かす余地は十分にあるのではないかと私には思われるのです。

以上見てまいりましたように、南原繁という人は、現実の歴史に正面から向き合い、そのあるべき方向を見定めることに生涯を賭けた思想家でした。南原生誕130年、没後45年に当たる今、これからの歴史を担う皆さんが、南原のそうした姿勢に学びながら、われわれを取り巻く日本と世界との諸問題を批判的に見据え、それを解決する方策を探ろうとする高い志をもって勉強や学問に取り組まれることを心から期待して、私の話を終わりにしたいと思います。ありがとうございました。